

山口県警察の車両の管理に関する訓令

平成12年4月1日

本部訓令第18号

(概 要)

本訓令は、山口県警察の所有する車両の管理について必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

車両の運転

使用の統制

定期点検整備

等である。